

至誠塾

第二弾・第一期 (令和8年10月～令和9年3月)

開講を決意した三つの理由

・2025年(令和7年)年金法大改正への対応

老齢・障害・遺族各年金制度に関し極めて多くの重要事項を含む令和7年法律第74号を理解するには、「年金常識」を含む公的年金制度への基礎知識が不可欠であるとの強い思いによる。

・「年金常識」等基礎知識の欠落がもたらす実務への弊害

昨今の障害年金ブームに見られるように、基礎的知識を持たないまま認定の立証のみに埋没することに強い危機を持つため。

・本質からものを見る思考方法の習得

表層的な理解から脱し、制度の本質を理解してもらいたいという強い思いによる。

研修内容 (2026年版公的年金のしくみ)

「年金常識」を6回に分けて解説します。

講数 / 日程	研修内容・範囲
第1講 (10.25)	公的年金制度のしくみ (20頁) ～ 厚生年金や共済組合に加入した人 (22頁)
第2講 (11.29)	合算対象期間(カラ期間) (23頁) ～ 何歳になったら年金が受け取れるのか (25頁)
第3講 (12.20)	誕生月になると「ねんきん定期便」が届く(平成21年4月)(26頁) ～ 年金額は1円単位に (28頁)
第4講 (1.31)	年金には5年の時効がある (29頁) ～ これまで発効された社会保障協定 (31頁)
第5講 (2.28)	短期在留外国人に対する脱退一時金 (32頁) ～ 分割された年金はいつから支給されるのか (34頁)
第6講 (3.28)	年金受給者に届く書類 (35頁) ～ 年金から控除されるもの (36頁)

★各講義で随所に年金常識と障害・遺族年金との関係を記述！常識ある社労士への変身！

【例】「連帯納付義務」の真の恐ろしさと世帯主の責任 いざという時のために / 61年改正は障害・遺族年金へ甚大な影響 / 経過的加算は障害・遺族と無関係か？ / 10年年金と障害年金・遺族年金との関連性と実務上の注意点 / 障害年金・遺族年金と生活保護との関係 / カラ期間はなぜ障害・遺族基礎年金に適用されないか / 定期便による納付要件チェック 等々

研修料

- ・26年度 教室参加者：教室料金＋至誠塾追加3,000円(1ヶ月あたり500円)
(例) 37,000円＋3,000円(対面・Web共通)＝40,000円
- ・至誠塾のみの単一申込者：対面 23,000円／Web 18,000円
- ・社労士協会・支部・部会・ブロックでの集団申込(Webのみ)：予算に対応

- ※ 注意：講義の進捗状況により、各講の予定範囲が変更となる場合がございます。
- ※ 障害年金特別教室/不服申立苦闘線のある日の午前10時～12時30分(途中休憩あり)。
- ※ 12月20日には特別教室はありませんが、上記の時間帯で実施します。
- ※ 拙著「公的年金のしくみと年金の取り方と年金の手続き」の深わかりをベースとしますが、最新制度に合わせて「更新したレジュメ」を使用するので、拙著が無くても心配いりません。
- ※ 服部年金企画研修室にて実施のため、対面単一申込者を除く対面申込者は申込状況により抽選となることもあります。
- ※ 第2回は、令和9年10月～令和10年3月を予定しております。

講師

(株)服部年金企画 代表取締役社長
伊東 勝己



小論文は此方から